

地域公共交通網形成計画策定業務 公募型プロポーザル方式実施要項

1 対象事業の目的

高齢化の進展や交通事業者の厳しい経営状況、また環境施設付帯施設へのアクセスなど、本市が抱える多くの交通課題の解決に向けて取り組むために、策定から今年度で6年を迎える「地域公共交通総合連携計画」から、交通のマスタープランとなる「地域公共交通網形成計画」への移行による策定をおこなうもの。

2 業務名

地域公共交通網形成計画策定業務

3 業務場所

守山市全域および受託者事務所内

4 業務内容

別紙「地域公共交通網形成計画策定業務 特記仕様書」のとおり

5 見積上限価格

金 2,720,000 円（消費税および地方消費税を除く。）

6 履行期間

契約締結日から令和2年3月31日まで

7 プロポーザル方式の採用の具体的な理由

地域公共交通網形成計画については、まちづくりと連携した面的な公共交通ネットワークを再構築するために「地域にとって望ましい公共交通網の姿」を明らかにするマスタープランとして位置づけられる法定計画であり、本市の現状や課題をはじめとして、国や県の動向、また自動車技術（自動運転等）の進展状況等を把握し策定を進める必要があることから、受注者の知識や経験が求められるため、公募プロポーザルを採用する。

8 プロポーザル方式の種別

公募型プロポーザル方式

9 事業の全体スケジュールおよび受注者決定までの事務手順

・実施要項発表	令和元年5月14日（火）
・質問締切	5月17日（金）
・質問回答	5月22日（水）
・提案書提出期限（必着）	5月29日（水）
・審査通知発表・発送	6月3日（月）（予定）

10 公募条件、応募期間、募集方法

別紙「地域公共交通網形成計画策定業務の実施にかかる公告」および「公募型プロポーザル方式提案業者募集要項」のとおり

11 プロポーザル方式等の実施概要

提出された提案書をもとに審査を行う。募集要項に基づき、期限内に提出された書類（申込書や提案書等指定した書類）の要件を審査し、令和元年5月29日以降に審査結果を通知する。

12 提案書作成要領

(1) プロポーザル提案内容について

業務を遂行するにあたり、以下について提案すること。

ア 実施方針

特記仕様書を踏まえた上で、網形成計画業務にあたる実施方針について、提案者の考え方を簡潔かつわかりやすく記載すること。

イ 現状と課題について

本市が昨年度網形成計画策定業務にかかる事前調査として、市民の方へアンケート調査を実施した。結果については別添①「アンケート調査結果」のとおりである。当該結果から考えられる本市が抱える公共交通に関する課題と想定される施策について提案すること。

ウ その他提案事項（特筆すべき本市にとって有益な提案事項）

本市が抱える公共交通の課題の解決につながると推測される施策の実例がある場合は、実施している自治体名と施策内容について提案すること。

エ 提案内容への注意事項

(ア) 提案内容が抽象的で内容を理解できないものでないこと。

(イ) 提案内容が曖昧で実現性および効果を確認できないものでないこと。

(2) 提案書の様式および部数 各4部（正本1部、副本3部）

下記書類は指定部数を紙で提出すること。また、②、③、④、⑤、⑥、⑦につ

いては電子媒体（CD-R 1部）でも提出すること。

- ① 提案書鑑（提案様式1）
- ② 提案者（会社）概要書等（提案様式2）
- ③ 提案者実績（提案様式3）
- ④ 提案者実施体制調書（提案様式4）
- ⑤ 提案書（任意様式）
- ⑥ 業務工程表（提案様式5もしくは任意様式でも可）
- ⑦ 見積書（提案様式6）

(3) 提出方法

提出場所へ持参、もしくは郵送（期限内に必着とし、消印有効ではない）とする。なお、提出した書類は、差し替えおよび再提出は認めない。

(4) 提出期限

令和元年5月29日（水）正午まで

(5) 提出場所

守山市総合政策部地域振興・交通政策課

(6) 記入上の注意

- ・ 特記仕様書等を熟読のこと。
- ・ 提出期限に遅れたものは失格とする。
- ・ 提出書類に虚偽が認められたものは失格とする。

13 質疑応答

本プロポーザルに関連して疑義のある方は、質問書（様式7）にて令和元年5月17日（金）午後5時までに上記12(5)提出場所宛に提出すること。提出方法は、電子メールまたはFAX、郵送等（当日消印有効）によるものとする（提出された場合には、受信確認の連絡をすること）。電話および口頭による受付は不可とする。

質問書の内容およびそれに対する回答は上記12(5)提出場所の窓口および市のホームページで5月22日（水）までに掲載する。

14 審査の実施および結果通知

(1) 審査

本プロポーザルに参加を希望する者から提出された前記12(2)の提出書類をもとに、業者を決定し、令和元年6月3日以降に審査結果を通知する。

(2) 審査員構成

プロポーザルの審査は、本市政策監、総合政策部長、総合政策部次長および地域振興・交通政策課長の4人の審査員が行う。

(3) 審査項目

① 業務全般に関する取組方針	評価点	20
② 課題整理、特異性の把握に係る取組方策	評価点	20
③ 計画を策定するにあたっての意見・提言	評価点	20
④ 提案内容の先進性、独自性	評価点	15
⑤ 業務実施体制	評価点	10
⑥ 業務実績	評価点	10
⑦ 事業実施の経済性が優れていること（経費見積書）	評価点	5

(4) 審査スケジュール

上記 9 事業の全体スケジュールおよび受注者決定までの事務手順のとおり

(5) 選定

ア 審査委員において、提案書内容を総合的に審査および評価を行い、最高得点者を本業務の受託候補者として選定する。

イ 最高得点の者が複数となった場合は、価格により順位を決定する。

(6) 審査結果の通知

令和元年 6 月 3 日（月）以降に審査結果の通知文を発送する。

15 失格条項等

プロポーザルの参加者が次の事項のいずれかに該当した場合には、審査会において審査し、その参加者を失格とする。

(1) 提案書の提出書類の提出方法、提出先に適合しない場合。

(2) 提案書の提出書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合。

(3) 提案書の提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。

(4) 本提案依頼書に定められた方法以外の手法により、市の職員にプロポーザルに対する援助を直接、間接に求めた場合。

(5) 本提案書の内容に違反または逸脱した場合。

16 審査結果に対する苦情申立てについて

審査結果について不服がある場合、審査結果の通知があった日から 7 日（守山市の休日を定める条例（平成 2 年条例第 1 号）第 1 条に規定する市の休日を除く。）以内に、市長に対して文書により苦情の申立てを行うことができる。

この申立てをする場合、守山市総合政策部地域振興・交通政策課までその旨を記載した苦情申立書（様式 8）にて提出すること。

17 提案書等の取り扱い

提案書の内容に関する著作権は、作成者に帰属することとする。ただし、守山市は、採択した提案書の内容を無償で使用できるものとする。また、応募された提案書は返却しない。

本件に関して公文書公開請求があった場合は、守山市情報公開条例（平成 11 年条例第 21 号）に基づき、採択された事業者名および採択業者の地域公共交通網形成計画は公開することとする。

18 提案に係る費用の負担に関する事項

- (1) 提案書の作成、提出およびその他の提案に係る一切の費用は、すべて提案者の負担とします。
- (2) 提出された資料は、返却しない。

19 問い合わせ先

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目 5 番 22 号

守山市総合政策部地域振興・交通政策課 担当：中出・榊

電話 077-582-1165

FAX 077-582-0539

E-mail chiikishinko@city.moriyama.lg.jp